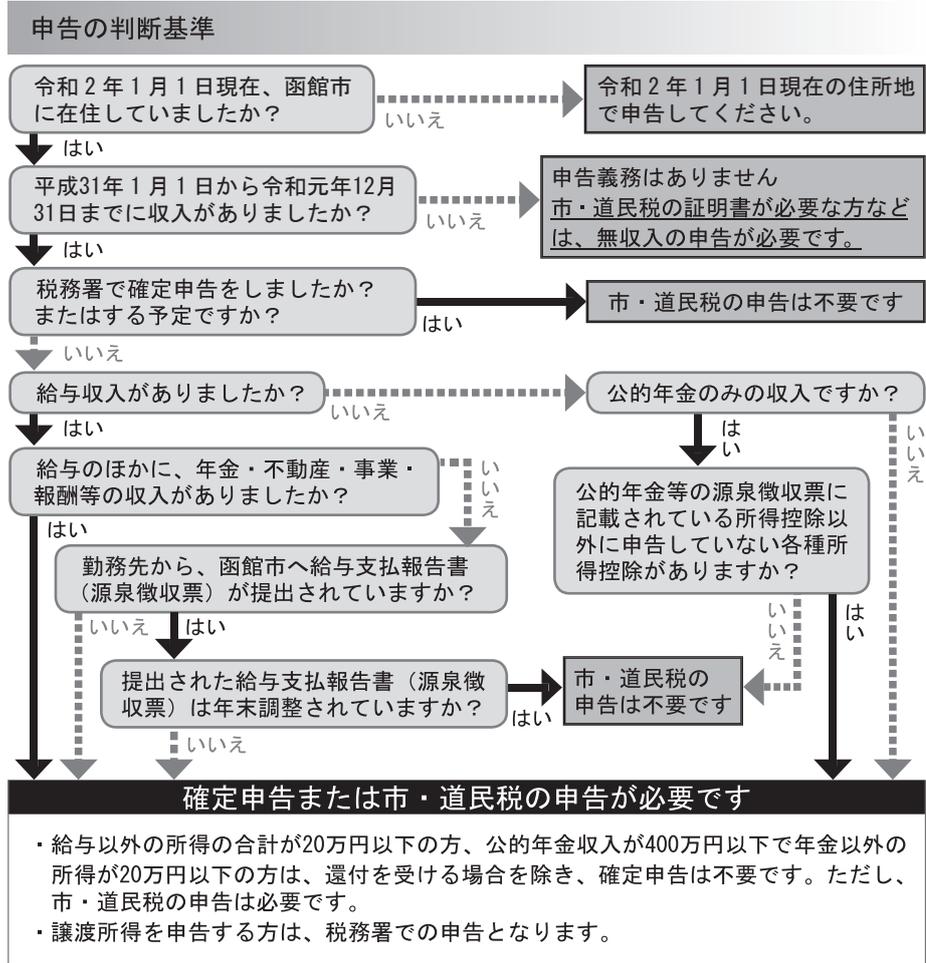


# 令和2年度 個人市・道民税の申告受付

毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方は前年中の収入を市に申告しなければなりません。ただし、申告が必要ない場合がありますので、申告の要否の判断は、左の図「申告の判断基準」でご確認ください。

### お問合せ

- ▽本庁管内、湯川・亀田・銭亀沢支所管内の方は、  
税務室市民税担当 ☎21・321113213
- ▽東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課（戸井 ☎82・2112、南茅部 ☎25・6039）
- 恵山 ☎85・2335、楨法華 ☎86・2111、南茅部 ☎25・6039



### 確定申告または市・道民税の申告が必要です

- ・給与以外の所得の合計が20万円以下の方、公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方は、還付を受ける場合を除き、確定申告は不要です。ただし、市・道民税の申告は必要です。
- ・譲渡所得を申告する方は、税務署での申告となります。

### 申告受付会場の開設

申告期限は3月16日までですが、混雑緩和のため、表1のとおり対象町ごとに申告会場を開設します。

この申告または確定申告を期限内に終えないときは、当初発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

### 申告時に必要なもの

- 1) 印鑑
- 2) 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書
- 3) 2019年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額わかるもの・領収書
- 4) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
- 5) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- 6) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書
  - ① 受診者② 病院・ドラッグストア等
  - ③ 医療費の区分（内容）または購入した医薬品の名称④ 支払った金額および補てんされた金額
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細書の記入を一部省略できます。
- ※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。
- 7) 本人確認書類  
マイナンバーの記載にあたり、次の

### 収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみで「公的年金等の源泉徴収票」の中に記載されている所得控除以外に申告していない各種所得控除（注1）がある方は、申告により税額の軽減や非課税（注2）となる場合があります。

（注1）所得控除のうち、配偶者控除、扶養控除の対象者は、合計所得金額が38万円以下の親族等です。なお、配偶者は38万円を超えても、配偶者特別控除に該当する場合があります。

（注2）収入が公的年金のみの方の非課税基準

扶養人数	公的年金の収入金額	
	65歳未満 (S30.1.2以降の出生)	65歳以上 (S30.1.1以前の出生)
0人	1,020,000円以下	1,520,000円以下
1人	1,606,667円以下	2,030,000円以下
2人	2,033,334円以下	2,350,000円以下
3人	2,460,001円以下	2,670,000円以下
4人	2,886,667円以下	2,990,000円以下

表1 個人市・道民税申告会場一覧 ※公共交通機関での来場にご協力ください。

地域	月日	申告会場	対象町名		地域	月日	申告会場	時間	対象町名
			9時30分～11時45分	13時～15時30分					
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	2/7(金)	市役所本庁舎(8階第1会議室)	入舟、船見、弥生、弁天、大	末広、元、青柳	戸井支所管内	2/17(月)	戸井生涯学習センター	9:30～15:00	弁才、泊、館、浜
	2/10(月)	渡島総合振興局(3階講堂)	陣川1、陣川2、富岡1	富岡2、石川		2/18(火)	原木会館	9:30～11:00	原木、新二見
	2/12(水)		富岡3、東山1、東山2	東山3、神山1、神山2、神山3、神山		2/19(水)	戸井西部総合センター	9:30～15:00	釜谷
	2/13(木)		亀田本、西桔梗、赤川、亀田中野、東山	美原1、美原2		2/20(木)	小安中央会館	9:30～15:00	小安
	2/14(金)		美原3、北美原1	美原4、北美原2、北美原3		2/21(金)	瀬田来会館	9:30～11:00	瀬田来
	2/17(月)		谷地頭、住吉、宝来	東川、豊川、大手、栄		2/25(火)	汐首東会館	9:30～11:00	汐首
	2/18(火)	市役所本庁舎(8階大会議室)	旭、東雲、大森、松風、若松	千歳、新川、上新川、海岸、大縄、万代	恵山支所管内	2/17(月)	柏野会館	10:00～15:00	柏野、恵山、御崎
	2/19(水)		松川、大川、浅野、吉川、北浜	港1、港2、港3、亀田		2/18(火)		10:00～14:00	
	2/20(木)		追分、田家、白鳥	宮前、中島、千代台		2/19(水)	日浦会館	10:00～13:00	日浦
	2/21(金)		八幡、堀川、宇賀浦、高盛、日乃出	的場、時任、杉並、本、梁川		2/20(木)	尻岸内会館	10:00～15:00	豊浦、大瀬
	2/25(火)	銭亀沢支所(2階会議室)	銭亀、中野	根崎、高松		2/21(金)	コミュニティセンター	10:00～15:00	高岱、日ノ浜、古武井
	2/26(水)		志海苔、瀬戸川、赤坂、新湊、石倉、白石	古川、豊原、石崎、鶴野		2/25(火)	女那川会館	10:00～15:00	中浜、女那川、川上
	2/27(木)	函館アリーナ(多目的会議室)	深堀	戸倉、榎本、上野	榎法華支所管内	2/17(月)	榎法華総合センター	10:00～15:30	恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、絵紙山、新八幡
	2/28(金)		駒場、広野、湯浜、花園	高丘、上湯川		2/18(火)		10:00～15:30	新浜
	3/2(月)		日吉1、日吉2、山の手1	山の手2、山の手3		2/19(水)		10:00～15:30	銚子
	3/3(火)	函館アリーナ(多目的会議室)	日吉3、日吉4	湯川1、湯川2、湯川3	南茅部支所管内	2/17(月)	古部会館	10:00～14:00	古部
	3/4(水)		西旭岡1、西旭岡2、西旭岡3、旭岡	滝沢、見晴、鈴蘭丘、銅山、鱒川、紅葉山、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野		2/18(火)	尾札部会館	10:00～15:30	尾札部
	3/5(木)		本通1、本通2	本通3、本通4、桔梗		2/19(水)	川汲会館	10:00～15:30	川汲
	3/6(金)		渡島総合振興局(3階講堂)	美原5、陣川		桔梗1、桔梗2、桔梗3、桔梗4	2/20(木)	安浦会館	10:00～15:00
	3/9(月)	桔梗5、鍛冶1、鍛冶2		中道1、中道2		2/21(金)	南かやべ漁協白尻支所	10:00～15:30	白尻、豊崎
3/10(火)	市役所本庁舎(8階大会議室)	昭和1、昭和2、昭和3	昭和4、赤川1	2/25(火)		木直会館	10:00～15:30	木直	
3/11(水)		五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木	柏木、川原、昭和、亀田港	2/26(水)	南かやべ漁協大船支所	10:00～15:00	大船、双見、岩戸		
3/12(木)		市役所本庁舎(8階大会議室)	函館市全域						
3/13(金)									
3/16(月)									

※ 今年度から本庁管内の午前中の受付時間が変更になりましたのでご注意ください。

※ 原則、指定日にご来場ください。やむを得ず指定日に来場できない方は、税務室市民税担当および東部4支所市民福祉課にお問合せください。

※ 2月7日～3月16日までの期間は、市役所本庁舎2階の税務室窓口での申告受付は行っていません。

## 函館税務署からのお知らせ

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171

### 税務署(中島町37番1号)に確定申告会場を開設します

申告書の作成には時間を要しますので、なるべくお早めにお越しください。会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがあります。

なお、2月14日(金)以前は会場を開設していませんので、確定申告のご相談は、2月17日(月)以降にお越しください。

**期間** 2月17日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後4時

※ 土曜・日曜・祝日等は閉庁のため受付なし。

### 確定申告書の作成について

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑収入がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がりました。



国税庁HP



スマホ申告